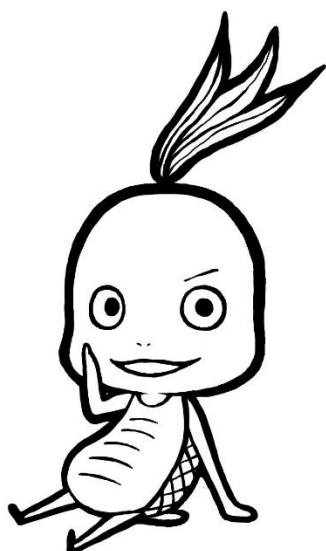


会場では、誘導に従い、前から順に詰めて着席

していただきますようお願いいたします。

滋賀県立草津東高等学校

学校説明会



公式マスコットキャラクター「くさひがめ」

草津東高校 学校説明会 アンケート・新入試質問フォーム



2025年7月31日／8月1日

滋賀県立草津東高等学校 学校説明会

◇プログラム

	7/31 第1部	8/1 第2部	8/1 第3部	8/1 第4部
受付開始	13:30	10:00	12:30	14:30
開 始 1) オープニング 2) 教育課程について 3) 進路状況について 4) 入試について 5) 学校生活について 6) 在校生の話	13:45～	10:15～	12:45～	14:45～
終 了	15:00	11:30	14:00	16:00

◇学校生活について

本校には、全県から生徒が通学しています。日課表を2例挙げていますので参考にして下さい。

★遠方の生徒（睡眠時間6時間、通学時間約90分）

例 学校～駅20分、電車待ち10分、草津～彦根・貴生川・大津京30分、駅～自宅30分

- ・部活加入（練習は基本的に毎日、土日も活動あり）
- ・塾に通っていない

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
起床・準備	登校					学校					放課後 （部活）			下校		夜ご飯など		自由時間

★近隣の生徒（睡眠時間6時間、通学時間約30分）

例 自宅～学校30分（自転車）

- ・部活加入（練習は基本的に毎日、土日も活動あり）
- ・塾に通っている（週3回）

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
起床・準備	登校				学校					放課後 （部活）			移動時間	塾	移動時間	夜ご飯など		自由時間

**日課表の通り、文武両道を実践するのは簡単なことではありません。
しかし、この環境で共に努力する仲間がいるからこそ、高め合えるのです。
素晴らしい仲間と出会い、充実した高校生活を送りましょう！**

県立高等学校、県立特別支援学校高等部において

生徒「1人1台端末」による 新しい学びを推進しています

滋賀県教育委員会

これからの時代を生きる子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するためには、学校におけるICTの積極的な活用が不可欠です。

そこで県立高等学校、県立特別支援学校高等部では、令和4年度の入学生から※BYODによる生徒1人1台端末環境の導入を行い、学習活動の充実を図っているところです。

令和8年度の入学生においても、学校が推奨する端末を購入いただき、ICT機器を積極的に活用し、学習に活用していきます。保護者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

※BYOD・・・「Bring Your Own Deviceの略」

個人が所有するパソコン・タブレット・スマートフォンなどの端末を持ち込み、活用すること。

1人1台端末環境による学習の例

シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習



1人ひとりの習熟の程度等に応じた学習



インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録



複数の意見・考えを議論して整理



端末の持ち帰りによる家庭学習



グループでの分担、協働による作品の制作



文部科学省「学びのイノベーション事業」実践研究報告書より



滋賀県教育委員会

1人1台端末についてのQ&A

Q 高等学校（特別支援学校高等部）では端末を買わないといけないのですか。

A 高等学校における教材については、自己負担でお願いしており、タブレット端末等についても同じ考え方としておりますので、皆様の御理解をお願いします。
タブレット端末等を購入いただくことにより、授業や部活動で活用いただくだけでなく、家庭での自主学習やプライベートでの活用なども可能であり、卒業後は、タブレット端末等で学習した記録を自身の学習記録として活用いただけます。
なお生徒の皆さんには、在学中、県が所有するMicrosoft365ライセンス（Word、Excel等）が無償で付与されます。

Q 経済的な事情等でタブレット端末等の購入が困難な場合はどうすればよいですか。

A 入学時の各御家庭の負担を軽減するため、分割での購入や、一定の要件のもと奨学資金の貸与、貸出用端末の貸与などを行います。詳しくは、入学許可予定者オリエンテーション時に御説明する予定です。特別支援学校においては、就学奨励費による購入補助の対象となります。※就学奨励費の支給には条件があります。詳しくは入学後に各学校事務室までお問合せください。

Q 自宅にあるタブレット端末等を授業で使うことは可能ですか。

A 学校が推奨する機種と同等以上の性能の端末であれば利用することが可能ですが、学校で統一して導入するソフトウェアが使えない等、授業に支障が出る場合がありますので、各学校の入学許可予定者オリエンテーション時に御相談ください。

Q 入学までにタブレット端末等を購入しなければいけませんか。

A 購入方法等の詳細は、各学校の入学許可予定者オリエンテーション時に御説明いたします。入学前に事前に購入いただく必要はありません。

Q 家電量販店等で各自でタブレット端末等を購入してもいいですか。

A 購入方法等の詳細は、各学校の入学許可予定者オリエンテーション時に御説明いたします。その内容を御確認のうえ、御判断ください。

Q 高等学校の学習では、どのようにタブレット端末等を利用するのですか。

A 端末は、家庭での学習や部活動などにも活用することを想定しています。例えば、家庭で課題を受け取ったり提出したり、授業動画を予習・復習に活用したりすることや部活動における連絡に用いたり、フォームのチェックなどを行ったりすることが考えられます。

Q 家庭にインターネット通信環境がない場合どうすればよいですか。

A 各学校に貸出用モバイルルータを用意していますので御利用ください。（通信費は各御家庭で御負担いただくことになります。）
なお、学校のホームルーム教室は、高速インターネット環境にあります。

問合せ先

滋賀県教育委員会事務局教育総務課 教育ICT化推進室 077-528-4518